

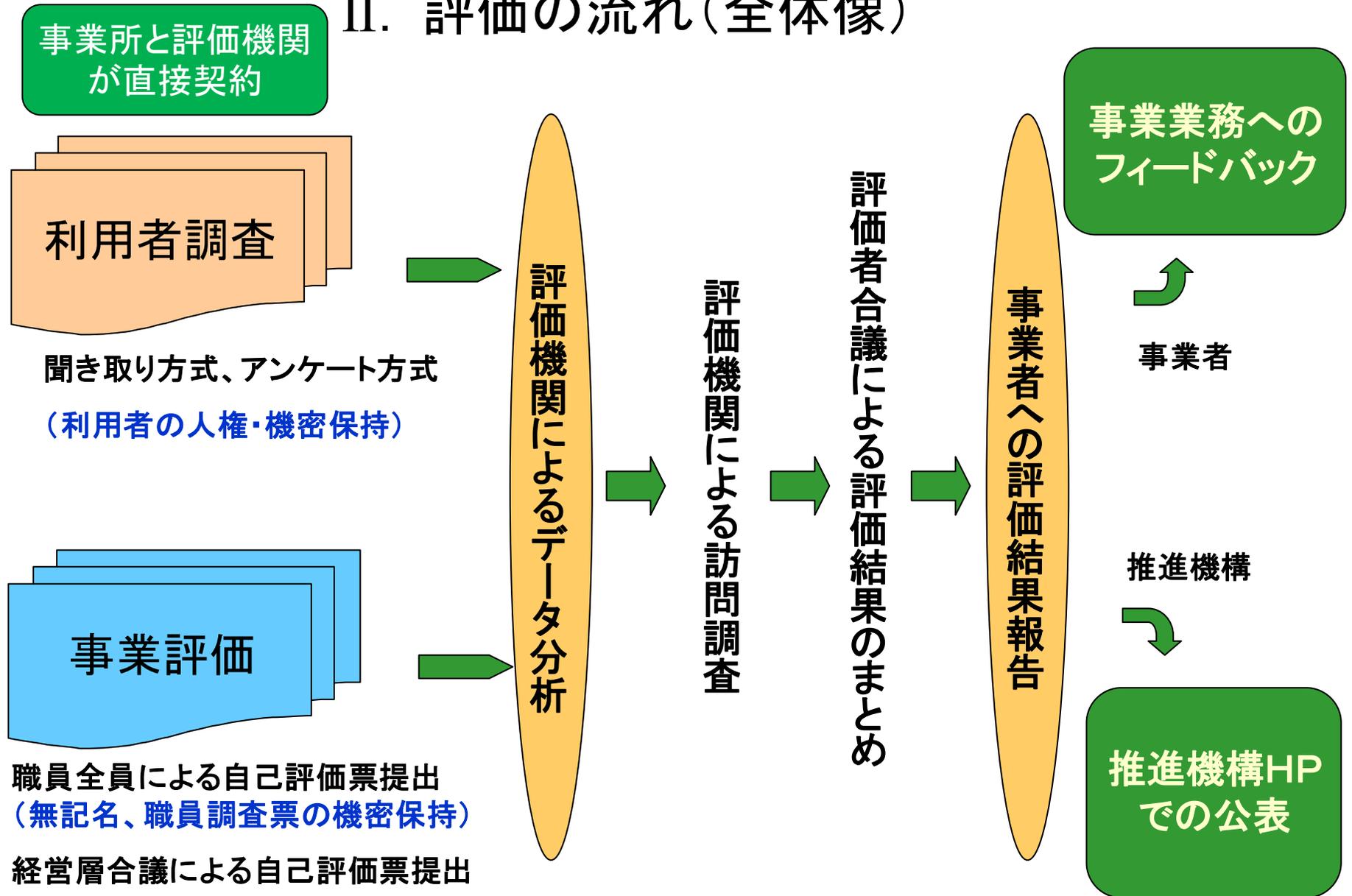


# 福祉サービス第三者評価特別委員会

## I. 評価実施に向けた基本的な考え方

- NACSの強みを生かした評価を実施
  - 利用者の視点を大切にして評価します。
  - なるべく現場に足を運び、職員の方々・利用者の方々とのコミュニケーションを大切にして評価を進めていきます。
- ビジュアルな調査レポートを提供
  - 自己評価では、一般職員の評価と経営層の評価を比較できるように表示しますので、現場での強み・弱みをはっきり認識できます。
  - 利用者調査結果は、法人内事業所データを比較できる資料の作成が可能です。比較することで、現場のサービスをより客観性をもって認識できます。
- 個人情報保護方針に則って行動
  - 貴事業所との契約において、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、個人情報保護に努める旨契約書の文言に盛り込みます。
  - 評価者は、弊協会との守秘義務に関する誓約書を交わしています。

## II. 評価の流れ(全体像)



### Ⅲ. 評価者になるための主な資格要件

- サービス分野
- 福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者、「福祉施設の第三者委員」を月2回、5年間勤務の経験ある者、または東京都以外の福祉サービス第三者評価事業の評価者として3年以上の経験を有し、かつ評価件数が30件以上あるなど、福祉サービスの現場を熟知している者
- 組織マネジメント分野
- 組織運営管理業務を3年以上（常勤職員が20名以上の法人において登記簿上の役員）経験している者
- 調査関係機関等で調査業務や経営相談を3年以上経験している者
- 都の機構に登録認証を受けている評価機関と評価者
- 現在評価機関は113機関、評価者は1,407人となっています。
- 昨年度、第三者評価の受審件数は3,245施設で、公表結果の閲覧数は20万件を超えています。

## IV. NACSの評価と評価者

- 対象サービスは、高齢、障害、保育、子ども家庭、婦人保護等です。
- 現在、NACSでは高齢者に限って実施しています。  
昨年度は17件の評価を実施しました。
- NACSの評価者は専門資格（介護士、看護師、ケアマネジャーなど）を有する人はごく少数です。  
そのため、保育や障がい分野などに対象を拡大することのネックになっています。
- 評価者はより多くの経験を積むために、NACS以外の評価機関や、他県の評価機関の評価に参加することができます。
- 多くの福祉施設の評価を体験することで、より幅のある視点を養い、事業所にとって役立つ気づきを提供でき、ひいては利用者サービスの向上に役立つことができます。

# V. 特養の分析シート大項目

## 組織マネジメント分析シート

カテゴリー
1. リーダーシップと意思決定
2. 事業所を取り巻く環境の把握・活用及び計画の策定と実行
3. 経営における社会的責任
4. リスクマネジメント
5. 職員と組織の能力向上
6. サービス提供のプロセス
7. 事業所の重要課題に対する組織的な活動

## サービス分析シート

6 サービス提供のプロセス
サブカテゴリー
1. サービス情報の提供
2. サービスの開始・終了時の対応
3. 個別状況に応じた計画策定・記録
4. サービスの実施
5. プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重
6. 事業所業務の標準化

# VI. 特養の利用者調査から

